

介護支援専門員証の更新手続きの徹底について

- 介護支援専門員証は、5年ごとに更新を行う必要があります。
- 有効期間満了日までに、更新に必要な研修を修了した上で県へ更新の手続きを行ってください。(有効期間満了日必着)

なお、更新の手続きは有効期間満了日の1年前から受け付けておりますので、余裕をもって申請してください。
- 手続きをしないまま有効期間を過ぎると、介護支援専門員の業務に就けなくなります。更新に必要な研修を受講されていても、改めて、「介護支援専門員再研修」を受講していただくことになります。
- 新たな介護支援専門員証の交付を受けずに、引き続き介護支援専門員の業務に就いた場合は、処分の対象となる場合があります。

また、事業所については、介護報酬の返還を求められる場合があります。
- 事業所の管理者は、勤務する介護支援専門員の証の有効期限を確認した上で、業務に従事させるようお願いいたします。

【介護支援専門員の登録・更新についての問合せ・申請先】

栃木県保健福祉部高齢対策課

事業者指導班 介護保険チーム

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3149